

国土入企第 1 1 号  
平成 2 5 年 9 月 1 9 日

岩手県主管担当部局長 あて  
宮城県主管担当部局長 あて  
福島県主管担当部局長 あて  
仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について

国土交通省では、被災地における技術者・技能者の不足、生コン等の資材不足、入札不調の発生等の課題に対応するため、復旧・復興事業の施工確保対策を講じ、「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」等を活用しつつ、発注者及び建設業団体に周知を図ってきたところです。

一方、会計検査院が 7 月に会計検査院法第 3 0 条の 2 に基づき国会及び内閣に対して報告した「東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について」においては、

- ① 東北地方整備局、東北農政局及び東北 3 県については、ほとんどの入札不調対策は導入され活用されているが、一部の市町については、導入されていない対策も見受けられた。また、入札不調対策が導入されているものの、活用率の低い対策も見受けられた。
- ② 受注後に費用が増加し赤字になるという建設事業者の懸念を払拭するための建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入等の対策について、知らないとしている者が東北 3 県の建設事業者において 5 割程度、近隣 3 県の建設事業者において 6 割を超えていた。

等の検査結果が示されたところです。

今般、会計検査院の検査結果も踏まえ、施工確保対策について、被災市町村における導入及び活用や、復旧・復興事業の入札に参加する建設事業者の理解がさらに進むよう、これまでに講じてきた施工確保対策を体系的に整理した資料を作成しましたので、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知するとともに、各市町村において、講じている施工確保対策を当該市町村の登録建設事業者十分に説明するよう依頼していただくようお願い致します。

また、貴県・貴市においても、引き続き施工確保対策の的確な活用に努めるとともに、講じている施工確保対策を貴県・貴市の登録建設事業者十分に説明していただくようお願い致します。

なお、別添のとおり、建設業団体に周知していることを申し添えます。

本通知については、国土交通省HPに掲載しておりますので、併せてご活用下さい。

（掲載先）

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000061.htm](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000061.htm)